2　総合評価の方法

総合評価は、標準点と加算点の合計を当該入札者の予定価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

なお、評価値は定数を乗じ１の位になるよう表示する。（例：1.806×$10^7$）

［総合評価の算定式］

$$評価値 = \frac{標準点＋加算点}{入札価格}$$

3　落札者の決定

ア　地方自治法施行令１６７条の１０の２第２項に規定する場合を除き、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする、

イ　アの評価値の最も高い者が２者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

4　責任の所在

発注者が技術提案を適正に認めた場合においても、技術提案に係わる施工に関する請負業者の責任は軽減されるものではない。

5　技術提案に係るペナルティー

技術提案について、受託者が自らの責により提案を遵守することができない場合は、次の式により求めた違約金を徴収するものとする。

なお、受注者の責によらない場合とは、自然災害又は特別な事情がある場合をいい、この場合は、発注者及び受注者が別途協議して決定する。

違約金（千円止）　＝　（契約金額（税抜）／標準点＋加算点）×（配置技術者の加算点）

（配置予定技術者）

配置技術者が次に該当する場合は、違約金の徴収とする。

ア　交代した技術者の資格が、入札時に評価した資格より劣り、評価が下がる場合に違約金の対象とする。

なお、技術者の交代の理由が、死亡や健康上の理由、退職等など、やむを得ない場合においても評価が下がれば違約金の対象とする。